

平成20年7月4日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成19年(行)第9号 公文書不開示処分取消等請求事件

口頭弁論終結日 平成20年4月15日

判 決

原 告 宮 部 慎 太 郎

鳥取市東町1丁目220番地

被 告	鳥 取 県
同 代 表 者 知 事	平 井 伸 治
同 訴訟代理人弁護士	寺 垣 琢 生
同	本 田 幸 則
同	北 館 篤 広
処 分 行 政 庁	鳥 取 県 知 事
	平 井 伸 治

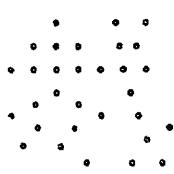
主 文

- 1 本件訴えのうち、「部落解放鳥取県企業連合会による加点研修の実績報告書」の「受講者の氏名」「受講者の役職」「受講者の合否」「受講者の所属」の開示処分の義務付けを求める部分を却下する。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 鳥取県知事が、平成18年11月29日付で原告に対してした公文書部分開示決定のうち、「部落解放鳥取県企業連合会による加点研修の実績報告書」の「受講者の氏名」「受講者の役職」「受講者の合否」「受講者の所属」（以下、これら的情報を併せて「本件情報」という。）を開示しないとした部分



(以下、この部分を「本件非開示処分」という。)を取り消す。

2 鳥取県知事は、原告に対し、本件情報を開示せよ。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

原告は、鳥取県知事に対し、鳥取県情報公開条例（平成12年3月28日鳥取県条例第2号。以下「本件条例」という。）6条1項に基づき、部落解放鳥取県企業連合会による加点研修の実績報告書、受講者名簿の開示を請求したところ、鳥取県知事は、平成18年11月29日付で、原告に対し、上記請求に係る公文書のうち本件情報を開示しないこととし、その余の部分を開示する旨の決定（以下「本件決定」という。）をした。

本件は、原告が、①本件情報は、本件条例9条2項2号エに当たり、同号で開示しないとされている個人に関する情報から除外されている、②本件情報のうち「受講者の所属」は、本件条例9条2項3号アの非開示情報に該当しない、③本件非開示処分は、憲法14条の法の下の平等に反するから違法なものである、などと主張して、本件非開示処分の取消しを求めるとともに、行政事件訴訟法37条の3第5項に基づき、本件情報の開示処分の義務付けを求める事案である。

2 前提となる事実等（争いがないか、関係証拠により容易に認められる事実、条例の定め等）

(1) 当事者等

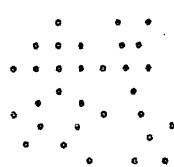
原告は、鳥取県の区域内に住所を有する者である。

鳥取県知事は、本件条例上の実施機関（本件条例2条）であり、本件決定をした行政庁である。

被告は、鳥取県知事の所属する地方公共団体である。

(2) 本件条例の定め

本件条例には、下記のとおりの定めがある。



記

(開示義務)

第9条1項

実施機関は、公文書の開示請求があったときは、当該公文書を開示しなければならない。

第9条2項

実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。

第1号

法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が従わなければならぬ各大臣等の指示その他これに類する行為により公にすることができない情報

第2号

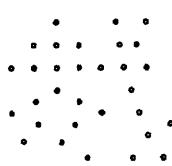
個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。第12条第1号において同じ。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ （略）

エ 公にすることが公益上必要であり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる情報であって、規則で定めるもの

第3号

法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事



業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ (略)

(公益上の理由による裁量的開示)

第11条

実施機関は、第9条第2項の規定にかかわらず、開示請求に係る公文書に非開示情報（同項第1号の情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(3) 鳥取県情報公開条例施行規則（平成12年3月31日鳥取県規則第8号。

以下「本件条例施行規則」という。）の定め

本件条例施行規則には、下記のとおりの定めがある。

記

(個人に関する情報)

第5条2項

(本件) 条例第9条第2項第2号エの規則で定める情報は、次のとおりとする。

第1、2号 (略)

第3号

(本件) 条例第9条第2項第1号に規定する法令等又はこれらに基づく実施機関の規則（規程を含む。）に基づき同項第3号に規定する法人等又は事業を営む個人から提出された報告書、申請書等に記載された当該法人等又は個人の事業に従事する役員又は従業員の業務の遂

行に係る情報に含まれる当該役員又は従業員の職の名称その他業務上の地位を表す名称及び氏名並びに当該業務の遂行の内容

(4) 処分経過等

原告は、平成18年10月24日付で、鳥取県知事に対し、本件条例6条1項に基づき、本件情報を含む公文書につき開示請求をしたところ、鳥取県知事は、同年11月29日付で、本件情報を開示しない旨の部分（本件非開示処分）を含む本件決定をした。原告は、本件非開示処分につき、平成19年1月16日付で、異議を申し立てた。鳥取県知事は、同年5月30日付で同異議申立てを棄却する旨の決定をした。

3 争点

- (1) 本件情報は、本件条例9条2項2号エにより非開示情報から除外された情報に該当するか。
- (2) 本件情報のうち「受講者の所属」は、本件条例9条2項3号アの非開示情報に該当するか。
- (3) 本件非開示処分は、憲法14条に違反するか。
- (4) 義務付けの訴えの訴訟要件の有無

4 争点に関する当事者の主張

(1) 争点(1)について

ア 被告の主張

本件情報は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別され得るもの（本件条例9条2項2号）に当たり、同号ア～エの除外情報に当たらない。なお、本件条例施行規則5条2項3号は、業務遂行情報は本件条例9条2項2号の除外事由エに該当するとの解釈をしているが、業務遂行情報であっても個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合には、本件条例9条2項2号の除外事由エに該当せず、情報開示の対象とならないのは当然である。

本件で問題となっている部落解放鳥取県企業連合会（以下「企業連」という。）による平成17年分の加点研修（以下「本件研修」という。）の受講資格は、企業連会員のみに限られているところ、企業連は、部落解放同盟の関連組織であり、部落解放同盟は、一般に同和地区出身者が部落差別の解消に取り組んでいる団体と認知されている。そのため、部落解放同盟の関連組織である企業連の会員企業は、同和地区出身者により経営されている企業であり、その役員も同和地区出身者であると認識されるおそれがある。

したがって、本件研修を受講した者は、その氏名が公開されることによって差別を受ける可能性が十分にあり、受講者の氏名は、公開することにより個人の権利利益を不当に侵害するおそれのある情報に当たる。また、受講者の所属及び受講者の役職が明らかになれば、本件研修の受講者を特定できる場合が多いことから、受講者の氏名を開示するのと同様の弊害が生じるし、受講者の所属が明らかになるだけでも、当該企業が企業連の会員であることが認められ、法人登記簿を閲覧することにより、当該企業の役員が明らかとなり、当該役員が部落差別の対象となるおそれがある。

イ 原告の主張

本件情報は、本件条例9条2項2号エの情報に当たるから、開示されるべきものである。本件条例施行規則5条2項3号は、本件情報のような業務の遂行実績に関する情報につき、本件条例9条2項2号で開示しないとされている個人に関する情報から除外する旨を定めており、企業連に関する情報を、本件条例施行規則5条2項3号の情報から特別に除外して解釈する規定はない。

被告の主張は、本件研修に参加した企業の役員が、同和地区出身者（近世の被差別身分との系譜関係を持つ者）であることを前提とするものであるが、そもそも、近世からの戸籍を辿らない限り、特定の人物について近

世の被差別身分との系譜関係を持つ者か否かを判断することはできないのであり、同和地区出身者を特定することは法律上も事実上も不可能であつて、企業連の会員企業の役員や従業員が同和地区出身者と判断することはできない。また、企業連の会員企業は、鳥取県下の部落内外商工、農林水産業者をもって組織されているのであり、企業連の会員企業の役員や従業員が同和地区出身者であることにはならないし、企業連の会員企業が部落解放同盟の支部員であるからといって、企業連の会員企業の役員や従業員が同和地区出身者であることにもならない。

被告は、企業連の会員企業の役員が明らかになると、その者が同和地区出身者であると推定されて、部落差別の対象となるおそれがあると主張する。しかしながら、企業連の会員企業の役員が同和地区出身者であるという推定がされるとすれば、それは全くの事実誤認であるし、その推定は單なる風評を根拠とするものであり、本件情報を公開しなければ、かえって企業連の会員企業の役員が同和地区出身者であるとの風評を助長することになる。また、鳥取県人権局が把握している平成17年度の差別事象の一覧（甲13）では、差別行為により具体的に誰かが不利益を受けたといった事例は1件もない上、被告が主張する部落差別について適正な調査が行われたわけでもないから、部落差別の事実についてはこれを裏付ける証拠がない。

(2) 争点(2)について

ア 被告の主張

企業連の会員企業は同和地区出身者が経営する企業であると認識されるおそれがあるところ、部落差別の意識が解消されているとはいえない現状において、特定の企業が企業連に加入していることが判明することにより、当該企業の営業活動に支障が生じるおそれがある。したがって、本件研修の受講者の所属（法人）に関する情報は、公にすることにより、当該法人

の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であり、本件条例9条2項3号の非開示情報に該当する。

イ　原告の主張

そもそも、本件条例9条2項3号アにいうところの、公にすることにより害されるとされる当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益の内容が、具体的に何を指すのか不明である。また、仮に企業連が同和地区と関係のある企業で構成されていたとしても、部落差別により当該法人の利益が侵害された具体的な事例は存在しないのであり、本件研修の受講者の所属（法人）に関する情報が公開されたとしても、当該法人の利益が害されるおそれはなく、同情報は本件条例9条2項3号アの非開示情報に該当しない。

(3)　争点(3)について

ア　原告の主張

本件非開示処分は、何ら合理的な理由なく企業連と他の事業者団体を門地により差別するものであり、憲法14条の法の下の平等に反する違法な処分である。

イ　被告の主張

争う。

(4)　争点(4)について

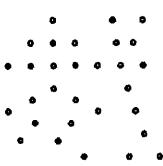
ア　被告の主張

原告の義務付けの訴えは、本件非開示処分が「取り消されるべきものであり、又は無効若しくは不存在である」（行政事件訴訟法37条の3第1項2号）という訴訟要件を具備しない不適法である。

イ　原告の主張

争う。

第3　当裁判所の判断



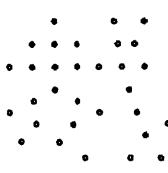
1 本件非開示処分の取消請求（前記第1の1）について

(1) 争点(1)について

本件情報は、本件研修の受講者である個人の氏名、所属企業における役職、本件研修の合否、所属する企業名に係る情報であり、一連の一体的な情報として、本件条例9条2項2号にいう「個人に関する情報」に当たるものと解される。もっとも、本件情報は、いわゆる業務遂行情報として、本件条例施行規則5条2項3号にいう情報に当たり得るが、本件条例9条2項2号エは、業務遂行情報であっても、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる情報に限り、非開示情報から除外しているものであるから、以下、本件情報が個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる情報に当たるか否か検討する。

証拠（乙3、5）によれば、企業連は、その名称を部落解放鳥取県企業連合会と称し、事務所を部落解放同盟鳥取県連合会内におく団体であること（企業連規約1条），企業連は、その主旨に同意する鳥取県下の部落内外中小商工、農林水産業者をもって組織することを原則とし、また、入会しようとする者は、部落解放同盟の支部員であることが原則であること（同2条、14条），企業連は、部落解放運動の一環として、部落内中小商工、農林水産業者の団結をはかり、部落差別に関する認識を深めて、加入者相互の経営の安定と生活の向上を期することを目的とすること（同3条），企業連の機関である総会、理事会及び事務局は、部落解放同盟鳥取県連合会の指導を受けて運営するものとされていること（同5、6条），企業連による加点研修の受講対象者は企業連の会員等に限定されていることが認められる。

部落解放同盟は、一般に同和地区出身者が部落差別の解消に取り組んでいる団体と認知されているところ、上記認定事実によると、企業連は、部落解放同盟の関連組織であり、企業連の会員企業は、現実にそうであるか否かに関わらず、同和地区出身者により経営されている企業であると認識され、企



業連の役員や従業員もまた、現実にそうであるか否かに関わらず、同和地区出身者であると認識されるおそれがあるというべきである。そして、鳥取県内では、近時においても、公衆の目に触れる可能性の高い場所において、部落差別に係る落書きが発見された例が毎年報告されており（甲11の2、甲13）、平成17年12月に報告された鳥取県人権意識調査においても、自分の子が同和地区出身の人と結婚しようとする場合の対応につき、結婚に否定的な回答が約20%を占めているなど（乙4の1・2），同和地区出身者に対する差別がなくなったとはいえない現状においては、受講者が同和地区出身者であると認識させるおそれのある本件情報は、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる情報に当たるということはできない。

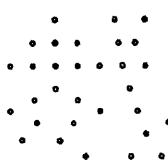
そうすると、本件情報は、本件条例9条2項2号エの除外事由に該当しないので、本件条例9条2項所定の非公開情報に該当する。

(2) 争点(2)について

本件情報のうち「受講者の所属」については、その余の情報に比すると一連一体性及び受講者個人との繋がりが薄いと見る余地もあるので、さらに「受講者の所属」が本件条例9条2項3号アの非公開情報に該当するか否か検討する。

上記(1)のとおり、企業連の会員企業は、現実にそうであるか否かに関わらず、同和地区出身者により経営されている企業であると認識されるおそれがあるところ、同和地区出身者に対する差別がなくなったとはいえない現状において、同和地区出身者により経営されていると認識された企業は、他の企業から取引の相手方として選択することを忌避されるおそれがないとはいえないのであって、「受講者の所属」に係る情報は、受講者の所属企業である法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するというべきである。

そうすると、本件情報のうち「受講者の所属」は、本件条例9条2項3号



アの非公開情報に該当する。

(3) 争点(3)について

上記(1)及び(2)で判示したとおり、本件情報は、本件条例の定める非公開情報に該当するものである。したがって、鳥取県知事は本件条例を適用した結果本件非開示処分を行ったものにすぎず、本件非開示処分は門地による差別をしたものとは認められない。なお、本件条例 11 条は、非開示情報であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公文書を開示することができる旨定めているが、本件情報を開示することにつき公益上特に必要があるとまでは認められず、鳥取県知事が差別的取扱いによって裁量的開示を行わなかつたとも認められない。

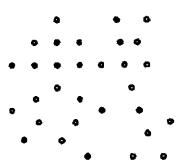
(4) 小括

以上によると、本件情報は本件条例 9 条所定の非開示情報に当たり、これを開示しなかった本件非開示処分に違法な事由はないから、本件非開示処分の取消しを求める請求は理由がない。

2 義務付けの訴え（前記第 1 の 2）について

本件訴えのうち、本件情報の開示処分の義務付けを求める訴え（前記第 1 の 2）は、行政事件訴訟法 3 条 6 項 2 号に定める義務付けの訴えであるところ、同号に定める義務付けの訴えは、申請又は審査請求を却下又は棄却する処分がされた場合において、当該処分が取り消されるべきものであり、又は無効若しくは不存在であって、当該処分に対する取消訴訟又は無効等確認の訴えに係る請求に理由があるときに限り許されるものであり（同法 37 条の 3），取消訴訟又は無効等確認訴訟における勝訴が、義務付けの訴えの訴訟要件とされてい ると解される。

そして、原告の本件非開示処分の取消しを求める請求に理由がないことは上記 1 で判示したとおりであるから、本件情報の開示処分の義務付けを求める訴えは、訴訟要件を欠く不適法なものである。



第4 結論

よって、本件訴えのうち、本件情報の開示処分の義務付けを求める部分を却下し、その余を棄却することとして、主文のとおり判決する。

鳥取地方裁判所民事部

裁判長裁判官 朝日貴浩

裁判官 遠藤浩太郎

裁判官 野口登貴子